



三宅伸吾

自由民主党 参議院議員

2016 年 2 月 10 日

目次

(一) 税制改正.....	2
1. ゴルフ場利用税.....	2
2. 法人実効税率.....	3
① 読点の位置がおかしい.....	3
② 使わずに済んだ私案.....	5
(二) 介護人材.....	6
1. 国際行政書士協会での講演.....	6
① 技能実習制度の見直し.....	7
② 介護.....	8
③ 建設・造船の「特定活動」.....	9
④ 失踪問題.....	9
⑤ 難民問題.....	9
⑥ 総括.....	10
2. 技能実習適正化法案の早期成立を.....	11
(三) 自民党・政務調査会.....	11
1. 知財紛争処理システム検討会の座長として.....	11
2. 「政治は言葉」、新輸出大国へ.....	12
3. 法の支配の充実へ、法務部会長代理.....	12
(四) 海外関係.....	13
1. 国際機関の日本誘致.....	13
2. 台湾：政権交代.....	13
3. 北京：ネット通販で日中協力.....	14
4. ベトナム：日本の介護ノウハウを学びたい.....	15
(五) 四国新幹線など.....	17

## (一) 税制改正

「予算、税制の陣が近づいて参りました。

ある税制について早朝、内輪での戦略会議。

その後、自動車議員連盟、続いて物流倉庫振興推進議員連盟。

これから、学校耐震化、施設整備に向け、財務省主計局長と面談です。」(11月16日)

秋が深まってくると、翌年度の予算編成や税制改正に向け、業界ごとの要望をまとめる議員連盟の会議や党・政務調査会の部会などが、自民党本部やその周辺で相次ぎます。自動車関連(車体課税)、減耗控除などの資源確保税制、生命・損害保険関係での議論、折衝は特に興味深いものでした。日々の政治活動をフェイスブックでお知らせしておりますが、15年暮れも冒頭のような書き込みが続きました。是非、一度ご覧ください<sup>1</sup>。



今回の税制改正の最大の争点はもちろん消費税問題。2017年春に税率を10%に引き上げた際、現状の8%のままに据え置く軽減対象品目をどうするか、そして税率が2つになることから複雑になる申告納税の仕組みをどのようにするかでした。

軽減税率の問題は新聞等で広く報道されているので、今回の国政報告では税制改正で私が直接深くかかわったゴルフ場利用税と法人実効税率の引き下げについて詳しく紹介することにします。

### 1. ゴルフ場利用税

ゴルフを楽しむと、消費税に加えて、地方税として標準800円(上限1200円)のゴルフ場利用税がかかります<sup>2</sup>。町民ゴルフ大会が全国各地で開かれるなど、ゴルフは大衆化しました。スポーツ施設で利用税がかかっているのはゴルフだけで<sup>3</sup>、利用税を廃止すべきとの意見が近年強まっています。2014年暮れの党の税制調査会では廃止派、維持派の発言数がほぼ拮抗しました。

利用税維持派の主張は①廃止すると、町の税収に占める利用税の割合が高い自治体の財政状況が悪化する<sup>4</sup>②地元自治体はゴルフ場のために道路を整備するなど特別な支援をしてきたため、ゴルフ愛好家は応分の負担をすべきだというものです。

<sup>1</sup> <https://www.facebook.com/miyakeshingo>

<sup>2</sup> 2003年度から18歳未満と70歳以上は非課税になり、これら非課税者のゴルフ利用者が急増している。一方で18歳以上70歳未満は微減傾向にある。

<sup>3</sup> 消費税創設に伴い、娯楽施設利用税を廃止し、課税対象施設をゴルフ場だけに絞り込んだ。

<sup>4</sup> 一般財源に占めるゴルフ場利用税交付金の比率が最も高い自治体は京都府笠置町で4.9%。



2014 年末の税調の議論では、額賀福志郎・税制調査会小委員長が「2015 年度は利用税を維持する」と発言し継続が決まりました。ただ、2015 年度「は」維持するとの表現ぶりに、2016 年度からは廃止する可能性が強まったとの見方も広がっていました。

そして 2015 年暮れの税調。『来年度の 16 年度からは廃止だ』とスポーツを所管する文部科学省やその関係議員は意気込んでいました。ひょんなことから、その一人となった私は次のような発言をしました。

「議員になる前は新聞記者。別に左翼系の新聞社にいたわけではないが、入社した時、ゴルフはブルジョワジーの道楽、棒振りだと思っていた。しかし、今や大衆スポーツであり、廃止するのが当然ではないか」

同僚議員からも同じような趣旨の発言が続きました。その後、自治体を所管する総務省 OB の議員を中心に廃止反対の意見が噴出、大激論となりました。最後は額賀・小委員長が「様々なご意見がありますが、来年度も維持することにします」と議論をおさめ、廃止には至りませんでした。

残念な結果となりましたが、振り返ると廃止派勢力の準備不足だったように思われま

す。「税は政治、政治は数」。15 年暮れの税調の場では廃止派より、維持派のほうが、挙手し発言を求めた議員の数、応援する拍手の音量が少し大きかったように思います。文科省と総務省の関係議員の組織力の差が結果を左右したのかもしれませんが。決着がついた後、ゴルフ場の業界団体の幹部が、税調での私の発言への挨拶に来所され、名刺を置いてあったのを目にしました。本件で業界関係者の名刺を見たのはそれが初めてでした。

## 2. 法人実効税率

### ① 読点の位置がおかしい

日本の「稼ぐ力」を取り戻す——。これが経済ジャーナリスト時代からの私の最大の関心事であり、選挙公約の一つでもありました。当選後も、党の部会や国会の予算委員会といった様々な機会に、経済成長に向けた税制改革、そして規制改革を訴えてきました。議員の勉強会「次世代の税制を考える会」も立ち上げました（下の写真は竹中平蔵・慶應義塾大学教授を講師に迎えた第 3 回総会、2015 年 12 月 15 日）。2015 年秋からは党・経済産業部会の副部会長に就任し、所信実現に向けた活動を加速させています。

16 年度の税制改革に向けた党の経済産業部会の会合。経済産業省が作成し、議員の席上に配布した資料



にこうありました。

「来年度（2016年度）に税率引下げ幅の更なる上乘せを図り、法人実効税率を20%台に引き下げることを目指す」。

この記述に強い違和感を覚えた私はさっそく発言を求めました。

「読点の位置がおかしい。この表現だと、20%台になる時期が不明確。来年度の後読点を打ち、来年度から20%台にしなければならない。目指すではダメだ」  
経済産業省は当初、次々年度の17年度に20%台を実現する。これに向けた道筋を、16年度税制改正を議論する15年秋の段階でつけられればよいとの考えでした。税率引き下げに伴う代替財源のメドがついていなかったためでした<sup>5</sup>。



しかし、私はこの対応方針では、17年度になっても20%台達成が厳しいと考えました。17年4月には消費税再引き上げが見込まれており、16年夏以降の経済環境、政治情勢によっては消費税引き上げの再延期・法人実効税率引き下げ断念の恐れがあると考えたからです。

その後、紆余曲折がありましたが、年末の与党・税制大綱の確定作業に向けた経済

産業省の対処方針は「来年度、法人実効税率を20%台に引き下げるべき」へと変更されました。11月26日午後の税調。気合い200%で私は訴えました。

「財政再建のためには消費税の再引き上げが必要だ。もし、できなければアベノミクスの失敗であり、自民党は国民の信を失う。法人税改革は再引き上げに向けた経済環境を作るこ



<sup>5</sup> 法人実効税率の引き下げの前後で課税所得が変わらなければ、税率引き下げで税収が落ち込むことになる。もっとも現実の経済では、税率を引き下げたことで景気が良くなり、企業業績が向上し課税所得が増えれば税収が増える場合がある。

以上は法人税の枠内でのことだが、税収全体で考えれば、仮に法人実効税率を0%にして法人所得からの税収が無くなっても、経済成長の状況によっては税収全体が増えることもあり得る。国会での私の質問に対し、麻生財務大臣も「法人税収というものはゼロということになります。その場合は、仮に企業が増加した利益を活用して設備投資や雇用を拡大して、所得や消費の増加というものを通じてその他の税収が増加する可能性というのは、これは決してないわけじゃない」（2014年3月7日・参議院予算委員会）と答弁したことがある。

ただ、こうした経済の動態的分析は減税折衝の現場ではあまり考慮されず、税率引き下げを求める場合には課税ベースが変化しないことを前提に、代替財源案の提示をすることを財務省は求めることが多いようである。

とにある」

「投資を促し、賃上げを後押しするには、来年度から税率を20%台にすべき。経済で成果を出す。これは賃上げと株価の上昇だ。株価収益率が一定であれば、税率を下げれば株価は上がる」

法人実効税率の引き下げ問題は日本経団連、経済産業省、財務省、内閣府だけでなく総理官邸を深く巻き込みました。検討課題も代替財源論に加え、賃上げへの効果、内部留保問題、設備投資の拡大規模など多岐にわたりました。詳述することはできませんが、結局、与党・税制改革大綱には2016年度に29.97%となり、目標としていた「20%台」を改革2年目にして実現すると書き込まれました。我が国の実効税率は、まだまだ高率ですが、引き下げへの歩みは着実に進んでおります。

## ② 使わずに済んだ私案

2015年暮れの法人税改革論議に向け、実は初秋からある私案を練っていました。代替財源がどうしてもわずかに足りず、「16年度から20%台」が厳しい状況になった際、持ち出そうと考えていた策です。後掲の秘策を表に出すことなく20%台への道筋がついたことを喜んでいきます。

### 【法人実効税率引き下げと内部留保】

法人実効税率、2016年度から必ず20%台



消費税10%上げでも、デフレに後戻りしない強い経済  
企業の持続的な「稼ぐ力の回復」

#### ▶課題

法人課税を緩和しても、内部留保が増えるだけで、国内投資、賃上げ、配当に結びついていないとの批判。これに対しては海外投資の拡大、リーマン・ショック類似の環境悪化への備えなど、経済合理的な反論は可能。ただ、政治的には、ため込み批判を抱えたままでの大幅な引き下げは厳しい可能性も予想される。

#### ▶解決策

原則：法人実効税率、大幅引き下げ。

例外：「過剰な内部留保」を抱える企業は法人課税緩和の対象外とする  
(課税強化ではない。課税緩和の恩恵を受けられない条件)<sup>6</sup>。

<sup>6</sup> このほか、「過剰な内部留保」を抱える＝「大儲けしても社会に還元しない企業」に対し、租税特別措置による税制優遇措置や様々な補助金の適用条件を厳格化することにより、ため込み

「過剰な内部留保」の定義<sup>7</sup>。

▶ 留意点

まっとうな企業が「過剰な内部留保を抱える企業」と判定されないように、「過剰の基準」を緩く設定する。または過剰の程度により、実効税率引き下げの恩恵を段階的なものとする。

▶ 政策効果

- ① 過剰な、ため込みは許さない＝「社会に役立つ企業」を優遇する、との政府の姿勢を確保<sup>8</sup>
- ② 法人実効税率を下げ、株価、景気を回復、消費増税への環境整備。

## (二) 介護人材

2020年代初頭には全国で約25万人もの介護職員が不足すると言われています。日本人の職員の育成、確保が最優先ですが、それだけでは不十分というのが実態です。そこで、政府は介護ノウハウの海外移転を円滑に促進するため、①外国人技能実習制度を見直し研修対象に介護を追加、また、②日本の介護福祉士の資格を取得した外国人に対し



在留資格として「介護」を創設する方針を2015年2月に閣議決定し、関連法案を国会提出しました<sup>9</sup>。ただ、法案は成立せず、16年通常国会で継続審議されることになっています。7月には参院選挙があるため、今国会の大幅延長はできず、関連法案が成立するかどうかは予断を許さない状況です。

### 1. 国際行政書士協会での講演

2015年11月10日、国際行政書士協会の記念すべき第500回目の会合で1時間ほど、外国人技能実習制度の現状と将来展望、「特定活動」による建設、造船業における外国人材の活用などについて講演しました。

を抑制することも考えられる。

<sup>7</sup> 特定同族会社の留保金課税制度をあくまで一つの参考として、「過剰」を検討のうえ、定義する。この留保金課税はオーナー経営者らが配当などをせずに（配当課税等を回避）、企業に溜め込むことを防止する税制。2013年度、約625億円の税収。

<sup>8</sup> 法人課税の緩和は法人に利益を残すためのものではなく、国家経済の競争力を上げるため。法人自身にとっては（利益ではなく）あくまで「稼ぐ力」を高めるもので、他方、従業員の所得も上げる必要があり、また経済においてお金が循環する頻度を上げる必要があるため、法人課税緩和の結果、法人に「稼ぐ力を高める以上に」利益が留保されるのは趣旨にそぐわず背理であり、それは「過剰」であると考えられる。

<sup>9</sup> 法律案の概要等は

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05\\_00011.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00011.html)

我が国が移民政策を採る状況にないなか、技能実習制度は技能移転を通じた国際貢献だけでなく、様々なメリットがあります。例えば、日本で研修する外国人、特に反日教育を受けた方が「日本に行ってみると、素晴らしかった」と思っただけだと、日本のソフトパワーの向上にも副次的に役立ちます。

失踪者問題などの「影」の部分を少なくし、こうした「光」のところを大きくするように、制度や運用を見直す必要があります(講演時のレジメの一部を下記に掲載します)。

### ① 技能実習制度の見直し

外国人技能実習適正化法案(以下「適正化法(案)」<sup>10</sup>)

2015年の通常国会に提出。成立せず、継続審議扱い。

適正化法による新制度の実質的スタート時期は同法案成立後、約9カ月後

### 外国人技能実習適正化法案等の概要

#### (i) 規制強化(ムチ)

##### ➤ 管理強化

監理団体 → 許可制

受け入れ企業(実習実施機関) → 届け出制

技能実習計画 → 個々に認定制

##### ➤ 人権擁護

人権侵害行為に対する罰則の整備:実習生から、受け入れ企業や監理団体が、旅券や在留カードを取り上げると罰則。

##### ➤ 強制労働への処罰

脅迫暴行や逃げないように違約金をとって働かせる行為をした監理団体にも罰則

#### (ii) 規制緩和(アメ)

##### ➤ 「優良な」監理団体や実習実施機関への実習期間は3年から5年へ延長、優遇する(適正化法によるもの)

「優良」とは、法令違反がないのは当然<sup>11</sup>。

##### ➤ 優良監理団体、実習実施機関への「枠」の拡大(法改正ではなく、運用改善)

<sup>10</sup> 概要は2015年9月3日の衆議院本会議でのやりとりがよくまとまっている。

<sup>11</sup> 加えて、優良の基準とし想定される項目としては①実習生に対する適切な相談体制を整備していること②行方不明者が発生していないこと(監理団体等に責がない場合を除く)③技能実習計画に基づき技能等の修得が着実に行われたこと(過去3年間の実習生の技能評価試験の合格率)④実習生に対する適切な指導体制を整備していること⑤実習生と地域社会との共生に向けた取組を実施していること等が考えられる。

実習生を除く、常勤の日本人従業員数に応じ、  
受け入れ人数枠を5%→10%へ

(現在50人以下の企業なら3人まで。これが6人に拡大)

ポイント：優良でなくなった場合でも「優遇枠」で既に入国した実習生に帰国を命じることはない。

- ▶ 対象業種の拡大：現在は全国レベルの職種だけだが、地域限定職種を認める（法改正ではなく、運用改善）。地域での実習評価システムができれば可能になる。「優良」なら5年間。
- ▶ 企業独自の職種を認める：社内検定がしっかりしていることが条件。「優良」なら5年間。
- ▶ 複数職種の同時実習：  
現在は3年間、同じ単一の職種（71職種）。  
企業は溶接、型枠などで多能工を求めている。複数の作業をこなせる人材はありがたい。
- ▶ 技能実習としての、他の追加職種の動き<sup>12</sup>  
介護以外の対人サービス分野で、厚労省に追加要望が出ている職種はない。ただし、対人サービスではないビル・クリーニング、座席シートの縫製などでは追加職種の要望がある。

### (iii) 認可法人「外国人技能実習機構」の創設

法務省、厚労省の共管（認可法人）。

法的権限を持たせる。現在の「監理団体」（組合や農協など）による監督は不十分、長時間労働などの搾取の背景との指摘。そこで、実地検査の権限がある機構を創設。検査を拒否しても罰則はないが、拒否すれば、技能実習計画の認定基準への適合性が判断できないため、新たな計画の認可をしない。

## ② 介護

### ▶ 技能実習としての介護

適正化法成立により新設する「外国人技能実習機構」で、管理体制を整備し、その運用スタートと同時に技能実習に「介護」の職種を追加する<sup>13</sup>。優良なら5年。日本語要件は入国時「N4」程度が最低、2年目は「N3」程度。

**留意点：**在留資格としての「介護」の創設

<sup>12</sup> OJTを通じた技能移転というのが制度趣旨であり、①単純作業ではない②送り出し国のニーズに合致する③実習成果が公的に評価できることが条件となる。

<sup>13</sup> 現在、経済連携協定（EPA）の枠組み以外では、介護従事者としての入国・在留は認められていない。



入管難民法の改正案<sup>14</sup>（これも継続審議）

技能実習の追加職種「介護」とは異なる。

「介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動」として、新しい在留資格「介護」を創設。最大3年（更新も可能）。

➤ 新3本の矢

- ◇ 「希望を生み出す強い経済」
- ◇ 「夢を紡ぐ子育て支援」
- ◇ 「安心につながる社会保障」

介護離職者ゼロは、この目玉

介護・看護を理由として離職・転職するもの、年間約10万人

進む高齢化：80歳以上1000万人、75歳以上2400万人

2025年度における介護人材の不足数 約38万人 **人材確保が急務**

③ 建設・造船の「特定活動」

2015年4月から、建設と造船の技能実習を終えた者に、「特定活動」として最大3年間の再就労を認めた<sup>15</sup>。1年未満の帰国なら2年間、1年以上帰国して再入国なら3年（オリンピックまでの時限。2020年度で終了）。

④ 失踪問題

大きな社会問題。法務省調べでは2014年で、技能実習生4851人が失踪（前年比36%増）。過去最多。2014年まで10年間での累計は約2万5千人。

業種別の統計をとっていないことは問題。

現状の制裁：50人以上の受け入れの場合、2割＝10人以上が逃げると、「不正行為」認定<sup>16</sup>）→3年間の新規の「受け入れ停止」

⑤ 難民問題

問題：申請の急増。2014年は約5000件

---

<sup>14</sup> 現在でも不法上陸、不法入国は処罰規定がある。これに加えて、改正法案では「偽造滞在」を処罰する。偽造滞在：例えば、通訳として入国しながら建設工事に従事するなど。

<sup>15</sup> 塗装、溶接について建設と造船では職務内容が類似していることから、建設に加えて造船が追加された。

<sup>16</sup> すべての「団体監理型」。企業が単独で海外法人等から受け入れている「企業単独型」では不正行為による認定なし。

2014年の「不正行為」認定は241機関。内訳は監理団体が23（事業協同組合22件、農業協同組合1件）、実習実施者が218。

(うち 414 件が技能実習生。ネパール 161 件、ミャンマー106 件<sup>17</sup>など)  
2015 年は 9 月までに 5000 件で年間 6000 件に達する勢い。

難民申請 → 申請後、半年間は就労できない →半年を経過すると「就労できる特定活動」として就労できる。申請の一次処理まで平均 8 カ月。本国で実際に反政府活動をし、帰国すれば逮捕の恐れがあるなど厳格に審査。その結果、2014 年の難民認定者は 11 人。5 年間の定住者の資格。

不許可に対し、異議申し立て (処理に平均 2 年かかる) →不許可の決定→再申請→また、就労できる。

2015 年 9 月から運用の見直し : 意味のない申請を繰り返し行っているものに対し、就労を認めないこととした。

## ⑥ 総括

永住を前提に単純労働者を大量に受け入れる移民に、国民の広い支持はない<sup>18</sup>。背景には多様性への寛容性が低い、社会保障負担や治安の悪化への懸念。

一方で、労働力不足 → 特定の技能につき、国際貢献としての海外移転と労働力としての技能実習制度に期待<sup>19</sup>。

技能実習制度の、送り出し国との連携強化や状況をみながら、この制度を計画的・漸進的に充実させるのが妥当ではないか。

技能実習制度の「光」:

「中国で観た抗日映画の印象とまったく違う日本の現実に驚いた」。実習制度をうまく活用すれば、国際貢献と日本のソフトパワーの充実に貢献。日本を好きになってくれる技能実習制度の充実や受け入れ環境の整備。

実習生のジャパニーズ・ドリームをつぶさないように!

✓ 計画的な実習制度の拡充にあたっての留意点

**門戸を開けば、外国人がいくらでも喜んで来てくれる時代は終わった。**

ベトナムでは大卒初任給 2 万円、日本に行けば 20 万円という話もあったが、円安による、日本での「稼ぎの減少」。UAE、韓国のサービス業、アフリカの建設業との競合。

---

<sup>17</sup> 千葉県の水産加工会社に実習生を斡旋した監理団体 : 2014 年 5 月以降、斡旋したミャンマー人約 60 人のうち約 40 人が 2015 年 7 月までに失踪した。「最初から逃げ出すつもりだったのでは?」と監理団体の幹部

<sup>18</sup> 2016 年 1 月 28 日の参議院本会議においても、政府は「移民政策をとることは全く考えていない」(安倍総理の答弁)とした。

<sup>19</sup> 実習生の推移 : 最多だった 2008 年末には約 19 万人。うち、中国人が 76%を占めていた。(旅費が安い、漢字による意思疎通)。その後、減ったが、また、少し回復し 2014 年末で約 17 万人 (うち中国人は約 59%に低下。背景は円安、中国での農民の所得上昇)。

## 2. 技能実習適正化法案の早期成立を

2015年暮れの税制改正論議が終わると同時に、介護人材の早期解消に向け、何か具体的な動きができないかと頭を巡らせました。いろいろなアイデアが浮かび、汗も流しましたが、ほんの1年前に閣議決定した政府方針はそう簡単には動きませんでした。

年が明け、衆参で予算委員会がスタートすると、次のペーパーを作成し賛同者拡大に向け、国会内を行脚しました。

### 【今国会での技能実習適正化法案、入管法改正案の成立を求める】

我が国の介護ノウハウは国際的にも先進的であり、これから高齢化が進む多くの新興国から、その移転を求める声が強くなる。こうした要望に的確に応えることは政府が進める積極的平和主義の深化にも資する。

また、国内の老人福祉関連施設での人材不足は著しく、介護人材の確保が必要不可欠である。

そこで、政府は2015年2月、技能実習適正化法案の成立により設置される「外国人技能実習機構」の態勢が整い、その運用がスタートした時点で技能実習制度に「介護」を追加し、また、入管法改正案の成立により、在留資格としての「介護」を創設することとし、両法案を先の通常国会に提出した。

ただ、残念ながら、両法案は前通常国会で成立することなく、継続審議扱いとなった。この結果、成立を期待して準備を進めた海外の日本語研修機関等で大きな混乱が生じた。今なお介護が、技能実習や在留資格に追加される時期が確定的ではないことから、送り出し国側での実習候補生等への日本語教育や、国内の福祉関連施設での準備が円滑に進まない状況となっている。

政府は2015年秋、「介護離職ゼロ」を打ち出したが、この実現には介護現場の人手不足の解消が必須である。政府は日本人の介護職員確保に向け、政策を総動員し注力しているものの、一定程度、外国人にも頼らなければ介護現場の人材不足は解消しない。

我々は今通常国会で両法案の確実な成立に向け、最大限の努力を尽くすことを約すとともに（中略）、早期成立に向けた理解と配慮を強く要請する。

## (三) 自民党・政務調査会

### 1. 知財紛争処理システム検討会の座長として

2015年7月、自民党・司法制度調査会（保岡興治会長）内に知財紛争処理システム検討会が発足、座長に就任しました<sup>20</sup>。検討会では有識者から10数回にわたりヒアリングなどを実施、数多くの有意義な指摘を受けました。東京・霞が関の知的財産高等裁判

<sup>20</sup>

<http://www.miyakeshingo.net/news/%E5%9B%BD%E6%94%BF%E5%A0%B1%E5%91%8A/entry-493.html> 11p

所を訪問。設楽隆一・知財高裁所長らと意見交換しました（写真前列中央が保岡会長、右隣が設楽所長）。



検討会の狙いは「国富を増やすとの観点から、紛争処理システムを重点的にゼロ・ベースの発想で再検証し、証拠偏在問題の解消策、侵害し得の排除に向けた損害賠償制度の見直し等、必要な政策課題を集中的に審議し・・・(中略)・・・国際競争力のある知財紛争処理システム構築に向けた提言を行うこと」。既存の法体系に固執することなく、国富の

増強という狙いをしっかりと見据え、他の世話人の議員と協力しながら制度改正の提言をとりまとめる所存です。

## 2. 「政治は言葉」、新輸出大国へ

「タイトルは新輸出立国ではなく、新輸出『大国』への道とすべき。立国というのは、今から、新分野を強化するときを使う言葉だ。かつて、金融立国、知財立国を目指すという掛け声もあったように。我が国は長年、輸出大国であったわけで、TPPを契機にさらに海外市場をドンドン開拓していこうというのが、この提言案であるなら、もっと元気の出る『新輸出大国への道』とすべきである」――。

2015年11月13日、自民党の経済産業部会で副部会長として、このような趣旨の発言をしました。田中良生部会長の即決で、提言のタイトルが「新輸出大国への道」へと変更になりました。18日、党のTPP対策の提言がほぼまとまり、その副題も「新輸出大国、グローバル・ハブ、農政新時代を目指して」となりました<sup>21</sup>。政治は言葉です。

## 3. 法の支配の充実へ、法務部会長代理

2015年秋から、法務部会の会長代理に就任しました。法務省、最高裁が関係する様々な法案の審査に加え、丸山和也部会長（写真中央）に代わって、党の政調審議会で国会提出法案の概要説明などを行っています。もう一人の部会長代理である宮崎正久衆院議員と共に部会長を支え、法の支配



<sup>21</sup> <https://www.jimin.jp/news/policy/130914.html>

の充実に向け、しっかり取り組みます。

#### (四) 海外関係

##### 1. 国際機関の日本誘致

資本市場がますますグローバル化するなかで、企業会計の信頼性がますます重要になっています。最近、国内でも東芝の不適切な会計が問題になったばかりです。会計監査の重責を担う監査法人への期待も否応なく膨らんでいます。

市場関係者からの、こうした期待に応えるため、監査法人の監督を適正化するための国際機関であるIFIAR(International Forum of Independent Audit Regulators)は、2015年春のワシントンDC総会で、本部機能を担う恒久的事務局を設けることで合意し、設立候補地の募集を開始しました。

金融庁、公認会計士・監査審査会、外務省などが軸となり、事務局誘致に立候補し、1回目の投票を経

て、日本も最終候補地の1つに残りました。16年4月のロンドンでの投票で最終決定し、17年に事務局を開設する段取りです。

IFIAR 恒久的事務局を日本に招致できれば、監査の質の向上に貢献できるだけでなく、我が国が国際金融センターとしての地位を確立するうえで大いに意義があります。そこで、私の発案で15年暮れに自民党「監査法人の監視・監督のための国際機関（IFIAR）を日本に誘致する議員の会」を立ち上げ、メンバーとともに麻生太郎金融担当大臣、岸田文雄外務大臣、菅義偉官房長官に誘致活動を一層強力で推進することを求めました。



##### 2. 台湾：政権交代

台湾では2016年1月、総統と日本の国会に相当する立法院の選挙が行われ、民進党の蔡英文氏が当選、議会でも同党が勝利。5月に国民党から民進党へと政権交代します。大陸の中国と台湾はいずれも我が国にとって重要な近い国・地域です。新政権によって、台湾の一層の発展と東アジア地域の安定を期待したいところです。

2015年10月に台湾を訪問し、民進党の幹部らと意見交換。11月には、来日した台湾の元首相の謝長廷氏（前頁の写真右）、立法委員の趙天麟氏らを、天雲俊夫・香川県副知事とともに東京・新橋にある香川・愛媛県産品のアンテナショップ「せとうち旬彩館」に案内、地元の特産品をPRしました。



また、党本部で台湾側との経済、教育分野での意見交換会も開き、日本の農産物に対する輸入規制の緩和を農水省の担当者とともに台湾側に求めました。また、文部科学省、香川県教育委員会の方々にも参加いただき、香川と台湾の高校生の交流プロジェクト推進に向け、意見交換しました。

### 3. 北京：ネット通販で日中協力

中国と日本の大手家電量販店が提携し、日本の優れた商品を中国でネット通販するサービスが開始されました。中国側のインターネット・サイト、国美海外購「日本館」では日本の地方の名産品も取り扱い、四国のものを先行発売しました<sup>22</sup>。香川からは、もちろん、うどん！

2015年12月7日、北京市内でお披露目の共同記者会見がありました。会見には日中友好議員連盟会長である高村正彦自民党副総裁が祝辞を寄せ、木寺昌人中国大使とともに、私も来賓として次のような祝辞を述べました。



皆さん、こんにちは。

まず、日中友好議員連盟のメンバーの1人として、国美電器の越境ECサイト「日本館」のオープン、そして国美とビックカメラとの事業提携に対し、心よりお祝いを申し上げます。

次に、元・経済ジャーナリストとして、今回の提携内容を高く評価していることを本日、お集りの記者の皆様にお知らせしたいと思います。私は4年前まで、東京に本社を置く日本経済新聞社の編集委員をしておりました。

2015年に日本で一番、流行った言葉は「爆買い」でした。国美的総会員数は1億2000万人。日本の総人口とほぼ同じ。安全、安心で、お値段以上の付加価値を持つ日本製品。越境ECであれば、税制優遇措置のため、さらにお買い得となります。日本の地方の特産品や伝統工芸品も取り扱います。まさに、戦略的互惠関係です。（中略）

<sup>22</sup> <http://www.gomehigo.hk/japan/>

歴史を遡れば、通販サイト国美海外購・日本館で先行して取り扱う日本食に「うどん」があります。この名産地が、私の生まれ育った香川県です。今から、1200年ほど前、遣唐使として中国に渡った僧侶の空海が、長安に滞在し、日本に持ち帰ったのが「うどんの製法」です。空海も香川県の生まれで、私の故郷の名産である「うどん」を取り扱っていただけることに深く感謝申し上げます。

「国美海外購」のために2015年夏、まず、日本に関連する海外法人「国美日本」を設立いただき、心より御礼申し上げます。「隣人は選べるが、隣国は選べない」と言われますが、中国の数ある「隣国」のなかから、日本を選んでいただいたことに感謝申し上げます。

一衣帯水。細く長い川や海峡。転じて、両者の間に一筋の細い川ほどの狭い隔たりがあるだけで、きわめて近接していることのたとえです。中国と日本はもともと一衣帯水の隣国。国美とビックカメラの提携により、ネットで一つの国であるかのようにつながり、わずかな隔たりもなくなる契機となることを期待しています。

習近平主席は「平和友好が両国国民の心の中の主旋律」と述べられています。本日お集りの皆様のご健康、ご多幸、この主旋律がさらに響きを増すことを祈念し、ご挨拶と致します。



北京滞在中の3日間は、あいにく微小粒子状物質PM2.5が最悪で、市内の小学校が休校になるほどでした<sup>23</sup>。ただ、せつかくの機会なので、PMによる「曇り空」の下、車で40分ほどの北京郊外にある盧溝橋を見学しました（上の写真）。近くには中国人民抗日戦争記念館があります。



#### 4. ベトナム：日本の介護ノウハウを学びたい

昨年秋にはベトナムも訪問しました。当初は夏に行く予定でしたが、国会を延長して平和安全法案を審議した特別委員会のメンバーであったため、ずれ込みました。

<sup>23</sup> 大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが $2.5\mu\text{m}$  ( $1\mu\text{m}=1\text{mm}$ の千分の1)以下の非常に小さな粒子のこと。その成分には、炭素成分、硝酸塩、硫酸塩、アンモニウム塩のほか、ケイ素、ナトリウム、アルミニウムなどの無機元素などが含まれる。また、さまざまな粒径のものが含まれており、地域や季節、気象条件などによって組成も変動する。

<https://www.env.go.jp/air/osen/pm/info/attach/faq.pdf>

ハノイでは近郊の日本語学校を視察。この全寮制の学校では18歳から29歳まで約340人がジャパニーズ・ドリームを胸に必死で学んでいます。外国人技能実習制度を使って、日本で研修するための準備です<sup>24</sup>。



厳しい規律のなかで、4カ月から1年ほどの間、1日10時間、日本語と格闘します。入国準備が整えば、家族と離れ、日本へ。

案内をしてくれた校長はキッパリ話してくれました。「ここでの規律が厳しいのは生徒のためです。日本に行けばもっと寂しいわけで、ここで厳しく指導していれば日本での生活が楽になります。日本でダメになるより、ここでの生活についていけ

ず、退学したほうが本人のためです」。

学生たちに、日本で何の研修をするのか、尋ねてみました。

「私は千葉へ、レジをしに行きます」「僕は鳶です。場所は静岡です」

どの教室も、ガンバリズムの熱気にあふれていました。教室の後方に仕切りがあり、その奥をのぞくと寝具が積み上げられていました。夜は机を教室の片方に寄せて、ここで寝泊まりしています。

ハノイではユニ・チャームのバクニン工場も視察しました。オムツ、生理用品の製造プロセスなどをしっかり学んだうえ、マスクをして工場内へ。

岩田淳 COO（最高業務責任者）とともに案内をいただいた石川修工場長（写真左）が生産ラインの作業者と握手をしていたのが、とても印象的でした。1日平均約300人と握手するそうです。「工場を動かしているのは私ではなく、彼ら、彼女らですから」と石川さん。



夜、ハノイからホーチミン（旧サイゴン）へ飛びました。病院の視察のため、早朝、ホテルを出発。バイクだらけのラッシュ・アワーには本当に息をのみました。自転車競技ツール・ド・フランスの大集団が、ゴール間近になって、先頭集団を飲み込むため、スピードを一気に上げます。まさに、その迫力を思い出すほどでした。この「集団」に入ることはとても怖くてできません。

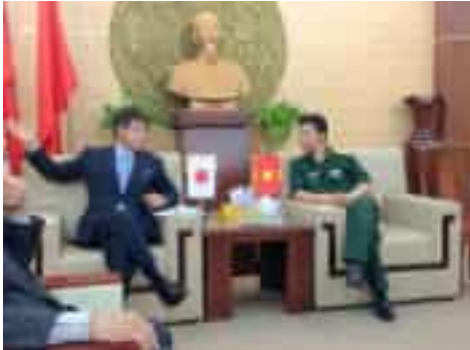


ホーチミンで、まず訪問したのが統一病院。現地の医師は1日に100人前後を診察す

<sup>24</sup> ベトナムからの技能実習生は約2万6千人（2014年6月時、前年比41%増）。



るのが一般的だとか。しかし、共産党幹部が利用するこの病院では「最大 50 人を目標しています」と院長。ベトナムでは医師の数が圧倒的に足りないそうです。



次に訪問したのが、ベトナム軍の病院で最大級の「175 病院」。ここはまさにベトナムの歴史そのもの。フランスの軍病院としてスタート。その後は米軍が使い、サイゴン開放の 1975 年からベトナム軍の病院になったそうです。

敷地面積は 21 ヘクタール、医師 400 人、看護師 800 人、ベッド数約 1300。広大な敷地のため、カートに乗って案内していただきました。総額約 25 億米ドルを投じ、5 年がかりの総建て替えの真っただ中でした。

ベトナムでは、かつて日本がそうであったように家族介護が基本。日本のような老人福祉施設はなく、介護ノウハウは体系化されていないようです。病院敷地内の 3 ヘクタールに、日本に学び、介護ノウハウの研修機能を持つ、500 人規模の福祉センターを建設したいとのことで、院長より、日本政府の協力要請や介護施設、関連する企業の紹介依頼を受けました（写真上）。

12 月 10 日夜、ホーチミン市内のホテルで天皇陛下のお誕生日をお祝いする式典に参加、思い出に残るベトナム訪問となりました。



#### （五） 四国新幹線など

2015 年の北陸新幹線に続き、16 年春には北海道新幹線が新函館まで開業。また、JR 東海による東京一名古屋間のリニア中央新幹線の建設作業も本格的にスタートしました。日本の北海道、本州、四国、九州地域で、新幹線がないのは四国だけです（次頁の図を参照<sup>25</sup>）。

2015 年夏には九州新幹線を四国選出の国会議員、知事らと視察したほか、その後も関係する会合、勉強会に参加しました。痛感したことは新幹線の駅のない地域は衰退するということです。

今後の整備新幹線<sup>26</sup>としては九州の長崎ルート、北陸新幹線の「金沢→敦賀」、北海道新幹線の「新函館→札幌」までの延伸ルートがほぼ固まっていますが、これらに続く新幹線はどこになるのでしょうか。

現在、浮上している、四国を十字に結び、岡山とつなげる構想では建設費の総額は約

<sup>25</sup> [http://www.pref.kagawa.jp/kotsu/shikoku\\_shinkansen/condition/index.html](http://www.pref.kagawa.jp/kotsu/shikoku_shinkansen/condition/index.html)

<sup>26</sup> 国や自治体の補助で、日本鉄道建設公団が建設、完成後は公団が保有し、JR が公団に貸付料を支払い借り受けて営業する。

1兆6千億円。「そんなお金があるのなら、もっと地域に役立つインフラ整備や教育、福祉投資などができるから、新幹線には反対だ」という声も耳にします。確かに、1兆6千億円の予算措置がつき、この使い道を自由に考えられるなら、このような反対論もあるでしょう。しかし、現実には数兆円規模の次の整備新幹線計画が四国以外に振り向けられることになれば、反対論の前提が崩れることになります。四国新幹線の早期実現に向け、頑張って参ります。



地元香川の公共事業予算は四国の他の3県と人口比でも大きく見劣りしています。高知県などで南海トラフ沖地震による津波等被害の対策に費用がかかることは理解します。ただ、香川は四国で唯一、内陸部に空港を持つなど、大災害時に四国全体の救援基地となるわけで、香川でも空港等へのアクセス道路、港湾等のインフラをきちんと整備しておかないと、救援活動もスムーズにできなくなります。

このため、2015年度補正や16年度予算での関連財源の獲得に向け、上京した浜田恵造・香川県知事や首長の皆さま、地元の国会議員とともに政府関係者に対し、強く必要な措置を求めました。(終わり)



### 【略歴】

1961年、香川県さぬき市末（旧大川郡志度町末）の農家4人兄弟の長男に生まれる。

1967年、志度町立志度小学校・末分校入学。

志度中学、高松高校、早稲田大学政治経済学部政治学科卒業。



1986年、日本経済新聞社に入社。企業取材を経て1989-1990年、米コロンビア大学留学。

1993年-1995年、東京大学・大学院法学政治学研究科（修了）。

同社復帰後、東京本社編集局産業部、経済部、政治部記者などを経て2003年、政治部編集委員に。経済法制、成長戦略を専門とし著書多数。

証券部兼政治部、法務報道部の編集委員であった2012年8月、同社を退社。

2012年8月、公募で選ばれ、自由民主党香川県参議院選挙区第2支部長就任。

2013年7月、第23回参議院議員通常選挙・香川県選挙区より当選。



### 【役職】（2016年2月1日現在）

参議院：

法務委員会・理事。予算委員会、政府開発援助等に関する特別委員会、沖縄及び北方問題特別委員会、国際経済・外交に関する調査会の各委員。

自民党：

政務調査会法務部会・部会長代理、経済産業部会副部会長、知的財産戦略調査会「知財紛争処理システム検討会」座長、魅力ある都市・地域創造本部事務局次長、IT戦略特命委員会幹事、資源・エネルギー戦略調査会水素社会推進小委員会幹事、法務・自治関係団体委員会副委員長、広報本部新聞出版局次長など。

### 【著作】



『Googleの脳みそ 変革者たちの思考回路』（日本経済新聞出版社・2011年）、『市場と法 いま何が起きているのか』（日経BP社・2007年）、『乗っ取り屋と用心棒 M&Aルールをめぐる攻防』（日本経済新聞出版社・2005年）、『知財戦争』（新潮新書・2004年）、『弁護士カルテル』（信山社出版・1995年）など多数。





自民党員、後援会「仲友会」の会員を募集しています。

共に日本の「今」を支え、「未来」を創りましょう。

皆さまのご加入を心よりお待ちしております。

**三宅伸吾**

**【お問い合わせ先】**

- 香川県高松市木太町 2343-4  
木下産業ビル 2 階 TEL : 087-802-3845
- 東京都千代田区永田町 2-1-1  
参議院議員会館 604 号 TEL : 03-6550-0604
- メールアドレス kagawa@miyakeshingo.net

**【発行：自由民主党 香川県参議院選挙区第 2 支部】**